

「特別区の自治と今後を考える～大森彌先生追悼講演会講演録～」
の編集作成等業務委託プロポーザル実施要領

令和7年6月26日
公益財団法人特別区協議会 事業部

1 目的

本実施要領は、「特別区の自治と今後を考える～大森彌先生追悼講演会講演録～」(以下、講演録という。)の編集作成等業務委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、公益財団法人特別区協議会プロポーザル方式実施要綱(平成27年11月2日付常務理事決定、平成28年12月20日改正)に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 件名

「特別区の自治と今後を考える～大森彌先生追悼講演会講演録～」の編集作成等業務委託

(2) プロポーザルの実施方式

公募型プロポーザル方式

(3) 概要

公益財団法人特別区協議会(以下、協議会という。)が主催した大森彌先生追悼講演会(全4回実施)の講演内容及び協議会が所蔵する先生の著作目録を収載した、特別区の自治の進展について考える機会とするための書籍を作成する。

(4) 業務内容

別紙「要求水準書」のとおり

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

その他、スケジュールの詳細は事業者からの提案をもとに協議して決定する。

(6) 契約上限金額

10,956,000円(消費税含む)

※上記金額は、編集・校正・印刷製本・納品・発送までに係る諸経費を含む。

また、本業務により作成された成果物及びその過程で製作された製作物全ての著作権及びデザインの著作権は、二次使用も含めて、協議会に帰属し、それらに係る諸経費は全て上記金額に含む。

3 参加資格要件

- (1) プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる資格要件を全て満たさなければならない。
- ア 対象契約案件の業務について、協議会の競争入札参加資格を有していること。
 - イ 契約を締結する能力を有しない者に該当しないこと。
 - ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条1項各号に掲げる者に該当しないこと。
 - オ 協議会の指名停止を受けていないこと。
 - カ 公益財団法人特別区協議会契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年2月4日理事長決定）による入札参加除外者でないこと。
 - キ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (2) (1) アの資格要件を満たさない者であっても、参加表明の際に次に掲げる書類の提出があった場合は、(1) アの資格要件を満たす者として取り扱うことができる。
- ア 登記簿謄本（履歴事項全部証明書（法人に限る。発行後3か月以内のもの））
 - イ 商号登記簿謄本（履歴事項全部証明書（個人で商号を用いる者に限る。発行後3か月以内のもの））
 - ウ 身分（身元）証明書及び後見登記等ファイルに成年被後見人、被補佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあつては後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書（個人に限る。発行後3か月以内のもの））
 - エ 財務諸表（貸借対照表・損益計算書、直前決算のもの）
 - オ 納税証明書（納税証明書その3（未納の税額がないことの証明。法人の場合は、その3の3（法人税と消費税及び地方消費税）、個人の場合は、その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税）））
- (3) 事業者が契約締結までの間に、上記(1)及び(2)に記載の参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

4 スケジュール

日程	案件
令和7年7月1日（火）から 同年7月15日（火）まで	公示
令和7年7月15日（火）午後1時まで	参加予定申請書及び質問票の受付期限
令和7年7月18日（金）	質問票に対する最終回答日
令和7年7月25日（金）午後1時まで	参加表明書等提出期限
令和7年8月7日（木）	参加資格審査結果通知

令和7年8月20日(水)午後1時まで	企画提案書等提出期限
令和7年8月26日(火)	プレゼンテーション及びヒアリング
令和7年9月3日(水)	プロポーザル審査結果通知

※企画提案書等の受付は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時までとする。

5 参加申込等

(1) 参加に係る事前配布資料

- ア プロポーザル実施要領（本要領）
- イ 要求水準書（別紙）
- ウ 参加予定申請書及び質問票（様式1）
- エ 参加表明書（様式2）
- オ 企業概要（様式3）
- カ 企画提案書要旨（様式4）
- キ 実績届出書（様式5）

(2) 配布時期及び受取方法

- ア 時期：公示の日から令和7年7月15日(火)午後1時まで
- イ 受取方法：協議会ホームページからのダウンロードによる。
(ホームページアドレス <https://www.tokyo-23city.or.jp/index.html>)

(3) 原稿の閲覧

本委託業務に係る実物原稿の一部の閲覧を可とする。閲覧を希望する事業者は「12 担当部署」に記載の部署に連絡の上、来庁し閲覧すること。閲覧時期は、公示の日から令和7年7月15日(火)午後1時までとする。

(4) 参加予定申請書及び質問票の提出

- ア 提出書類
参加予定申請書及び質問票（様式1）
- イ 提出期限
令和7年7月15日(火)午後1時まで（必着）
- ウ 提出方法

下記「12 担当部署」に記載の担当者に連絡の上、電子メールアドレスを確認し電子メールにより送付すること。なお、プロポーザルの応募又は企画提案書の作成に当たり疑問等がある場合は、当該様式に質問事項を記載して提出すること。

エ 質問への回答

アに記載の書類を提出した全事業者に対し、令和7年7月18日(金)までに

電子メールで回答する。なお、電話及び口頭等での個別対応は受け付けない。

(5) 参加表明に係る書類の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2）

(イ) 企業概要（様式3）

(ウ) 110円切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒（1通）

(エ) 協議会の競争入札参加資格を有しない場合は、上記「3（2）参加資格要件」に定める各種書類（写し可）

イ 提出期限

令和7年7月25日（金）午後1時まで（必着）

※持参する場合は、休日等を除く午前8時30分から午後5時までとする。

（提出期限日の場合は、午後1時まで）

ウ 提出方法

下記「12 担当部署」に記載の担当者に連絡の上、持参又は郵送すること。

ただし、郵送の場合は送付記録が残る方法で提出期限までに必着させること。

なお、期限内に参加表明書等の提出のない場合は、参加の意思がないものとみなす。

エ 参加辞退

参加表明書提出後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、協議会に事前連絡の上、参加辞退届出書を提出すること。

(6) 参加資格審査

参加資格要件を審査し、企画提案書を提出する事業者を選定し、選定された事業者のみが企画提案書を提出できるものとする。資格不備の場合は失格とし、審査結果についての異議は認めない。審査結果は令和7年8月7日（木）までに書面にて通知する。

なお、参加表明者が1社のみの場合でも資格審査は実施し、審査の結果、適切な参加事業者がない場合、再募集を行う場合がある。

6 企画提案書等の提出

参加資格審査に合格した者は、以下のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式） 7部（会社名等記載2部/会社名等未記載5部）

※（4）『企画提案書』の記載内容及び方法を参照の上作成すること。

イ 企画提案書要旨（様式4） 7部

ウ 実績届出書（様式5） 7部

エ 見積書（任意様式） 7部

オ 編集成果物見本 7部(会社名等記載2部/会社名等未記載5部)

※(7)『編集成果物見本』の作成方法を参照の上作成すること。

カ 提案する表紙・本文用紙見本 7部(会社名等記載2部/会社名等未記載5部)

キ 110円切手を貼り宛名を記入した返信用封筒 1通

(2) 提出期限

令和7年8月20日(水)午後1時まで(必着)

※持参する場合は、休日等を除く午前8時30分から午後5時まで(提出期限日の場合は、午後1時まで)

(3) 提出方法

下記「12 担当部署」に記載の担当者に連絡の上、持参又は郵送すること。

ただし、郵送の場合は送付記録が残る方法で提出期限までに必着させること。

(4) 「企画提案書」の記載内容及び方法

ア 企画提案書要旨(様式4)に記載されている各項目について、要求水準書(別紙)に書かれた内容をふまえ、具体的に記載すること。

イ 様式については、A4縦版、横書き、左綴じとし、両面印刷5枚以内にまとめること。また、A3判の資料がある場合は、折り込んでA4判に収めること。

ウ 文字サイズは10ポイント以上とし、カラー印刷は可とする。

エ 公正を期すため、本文中には社章や企業名等がわかるようなものは記載しないこと。

オ 本実施要領に記載する提出方法及び期限に適合しない、記載すべき事項が記載されていない、虚偽の内容が記載されている、等の企画提案書は無効(失格)とする。

(5) 「実績届出書」(様式5)の記載内容及び方法

本業務に主に従事する者の過去5年間の編集実績において、類似性の高い順に5件程度実績を記載すること(現在受託中のものも含む)。

(6) 見積書の記載内容及び方法

ア 要求水準書(別紙)に記載されている内容をふまえ、内訳(編集費・印刷製本費等)を含めて記載すること。

イ 「2 業務概要(6)」に記載の契約上限金額以内で、総額がわかるように記載し税込・税抜も記載すること。

ウ 見積書は代表者印を押印の上、封緘し宛先は「公益財団法人特別区協議会」とすること。

(7) 「編集成果物見本」の作成方法

ア 編集成果物見本は、協議会が提供するサンプルデータを使用し、文章構成のレイアウト等の編集を行い、資料の右肩に「成果物見本」と記載の上、提出すること。

イ 編集成果物見本は、実際に本委託業務に主に従事する者が作成することとし、複数パターン提示することも可とする。

ウ サンプルデータは、「5（4）参加予定申請書及び質問票（様式1）」を提出した事業者に対して、令和7年7月18日（金）までに電子メールにて提示する。

7 審査方法等

（1）選定委員会

企画提案書等の審査は、「特別区の自治と今後を考える～大森彌先生追悼講演会講演録～」の編集作成等業務委託業者選定委員会」が、提出された企画提案書等について審査を行い、本業務委託の履行に最適な提案者の選定を行う。

（2）審査方法

提出された企画提案書、見積書及びプレゼンテーション等の内容により評価点を付す。なお、審査結果についての異議は認めない。辞退等の理由により最適な提案者と契約に至らなかった場合は、次順位の者を最適な提案者とする。

（3）プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時及び実施場所

令和7年8月26日（火）

実施日時及び実施場所等の詳細については別途通知する。

イ 時間

1社につき30分を割り当て、プレゼンテーション20分、ヒアリング10分とする。

ウ 留意事項

（ア）実施する順番は参加表明書の受付順とする。

（イ）必要に応じて、企画提案書の他にプレゼンテーション用の資料を配布することは可とする。

（ウ）スクリーン、プロジェクターについては協議会で準備する。

8 評価項目

編集方針及び内容、業務の執行体制、編集実績、価格等とする。

9 最適な提案者の選定

（1）選定結果の通知及び公表

選定結果は、参加事業者全員に書面により通知する。また、選定結果は協議会ホームページで公表する（令和7年9月掲載予定）。選定された事業者名及び得点を公表し、それ以外の者は得点のみを公表する。

（2）契約の締結

選定された事業者と契約案件の仕様内容を協議し、契約を締結する。なお、選定した事業者が辞退したとき、資格要件を欠くと判断されたとき、又は契約が不調となったときは、次順位者と順次契約の交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

10 責任分担区分等

(1) 協議会と受託事業者の責任分担区分

種類	内容	負担者	
		協議会	受託事業者
業務の中止・延期	協議会の指示によるもの	○	
	受託事業者の責に帰すべき事由による場合		○
計画変更	受託事業者の業務計画の変更		○
運営費変更	上記業務計画の変更以外の受託事業者の要因による運営費用の増大		○
第三者賠償	受託事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
上記以外	上記に含まれない想定外の事由が発生した場合	両者協議の上決定	

(2) 業務継続が困難となった場合の措置

受託事業者は、業務の継続が困難になったとき、又はその懸案が生じたときは、速やかに協議会に報告することとし、その場合における措置は次のとおりとする。

ア 受託事業者の債務不履行の場合

受託事業者の責に帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じたときは、協議会は受託事業者に対して、期限を付して修復策の提出及び実施を求めることができるものとする。この場合において、受託事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、協議会は契約を解除し、及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

イ 協議会の債務不履行の場合

協議会の責に帰すべき事由により業務が困難となったときは、受託事業者は契約を解除できるものとする。この場合において、受託事業者が契約を解除したときは、受託事業者は協議会に対して、これにより生じた損害賠償を請求することができる。

ウ 不可抗力等による場合

不可抗力その他受託事業者の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となったときは、協議会と受託事業者は業務継続の可否について協議を行う。

協議の結果、継続が困難と判断した場合、協議会は契約を解除できるものとする。

11 その他

- (1) 参加事業者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出書類については、提出期間内に限り訂正することができるが、同期間終了後は変更できないものとし、また、その理由いかんに関わらず、返却を行わない。ただし、協議会が必要と認めるときは、追加書類の提出を求め、記載内容に関する確認を行う場合がある。
- (4) 協議会が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、協議会の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。
- (5) 提出書類はプロポーザルによる選定以外の目的には使用しない。
- (6) 参加表明書提出日から最適な事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当するときは失格とする。
 - ア 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。
 - イ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - ウ 著しく信義に反する行為があったとき。
- (7) この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施について必要な事項は選定委員会の長がこれを定める。

12 担当部署

公益財団法人特別区協議会 事業部事業推進課 木下/石井

〒102-0072

千代田区飯田橋3丁目5番1号 東京区政会館4階

電話：03 - 5210 - 9914（木下）

9913（石井）